

第5期
男女共同参画のための藤井寺市行動計画
～スクラムチャレンジプラン～
【素 案】

藤井寺市

はじめに

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

藤井寺市では、男女がお互いに自立した個人として尊重し合いながら、あらゆる分野で参画していくことをめざし、平成13（2001）年に「男女共同参画のための藤井寺市行動計画（ふじいでら女性プラン）」を策定しました。平成23（2011）年には「藤井寺市男女共同参画推進条例」を施行し、その理念に基づき、「第2期男女共同参画のための藤井寺市行動計画」（以下「第2期計画」という。）を策定しました。また、平成28（2016）年には「第3期男女共同参画のための藤井寺市行動計画～スクラムチャレンジプラン～」（以下「第3期計画」という。）、令和3（2021）年には「第4期男女共同参画のための藤井寺市行動計画～スクラムチャレンジプラン～」（以下「第4期計画」という。）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

近年、全国的に女性の就業率向上や男性の育児休業取得率の改善、女性に対する暴力への支援体制の拡充といった進展が見られる一方で、政策・方針決定過程への女性の参画拡大や固定的な性別役割分担意識、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の克服が依然として課題となっています。

また、育児や介護とキャリアの両立が難しい状況や、長時間労働による家庭における負担の女性への偏重、男性の健康悪化も深刻な問題となっており、男女共同参画は、これらの課題を解決し、全ての人の就業環境を改善させ、性別を問わず多様な幸福（ウェルビーイング）を実現するための取組としても期待されています。

このような状況の中、令和7年度で第4期計画の計画期間が満了となることから、これまでの藤井寺市の男女共同参画に関する取組を検証し、男女共同参画を取り巻く社会情勢や課題、国や大阪府の関連法・計画や動向を踏まえ、「男女共同参画のための藤井寺市行動計画」のあり方について、藤井寺市男女共同参画推進審議会に諮問し、答申を受けました。

本答申を踏まえ、誰もが自分らしさを大切にしながらいきいきと暮らしていける男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画施策を総合的・計画的に推進していくため、「第5期男女共同参画のための藤井寺市行動計画～スクラムチャレンジプラン～」（以下「第5期計画」という。）を策定します。

2 男女共同参画をめぐる動き

(1) 国の動向

国では、国際社会における動きと連動しながら、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められてきました。平成11（1999）年には、男女共同参画社会の形成を進めていく上での基本理念を定めた「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されるとともに、平成12（2000）年には同法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、取り組むべき施策の方向性と具体的施策が示されました。

平成13（2001）年には配偶者からの暴力にかかわる通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」（令和元（2019）年最終改正）が施行されました。

平成28年には、女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」（令和元（2019）年改正）が全面施行されました。

令和2（2020）年には、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定されました。

令和5（2023）年には、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現を目指した「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。

令和6（2024）年には、女性をめぐる課題が複雑化、多様化、複合化していることが、コロナ禍により顕在化し、女性に対する支援強化が喫緊の課題として認識される中、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。

また、令和7（2025）年には、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくため、第6次男女共同参画基本計画が策定されました。

(2) 大阪府の動向

大阪府では、平成13(2001)年に、男女共同参画社会基本法に基づき、「おおさか男女共同参画プラン(大阪府男女共同参画計画)」(平成18(2006)年改訂)を策定し、平成14(2002)年には府民や事業者とともに男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」が施行されました。

その後、平成23(2011)年には「おおさか男女共同参画プラン(2011-2015)」が策定され、以後5年ごとに新しいプランを策定し、令和7年には「おおさか男女共同参画プラン(2026-2030)」が策定されました。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、平成17(2005)年に「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」が策定され、平成29(2017)年に「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2017-2021)」が、令和4(2022)年には「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2022-2026)」が策定されました。

令和6(2024)年には、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、「大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(2024-2026)」が策定されました。

(3) 藤井寺市の動向

藤井寺市では、平成13(2001)年に、「男女共同参画のための藤井寺市行動計画(ふじいでら女性プラン)」を策定し、平成14(2002)年には、男女共同参画の推進のための活動拠点として、市民総合会館本館3階に「女性ネットワークルーム」(現：男女共同参画ルーム)をオープンしました。

平成23(2011)年には、「藤井寺市男女共同参画推進条例」を施行し、同条例に基づく第2期計画を策定するとともに、男女共同参画に関する重要事項について意見を聴くため、「藤井寺市男女共同参画推進審議会」を設置しました。平成28(2016)年には第3期計画、令和3(2021)年には第4期計画を策定し、あらゆる場面において、だれもが自分らしさを大切にしながらいきいきと暮らしていける男女共同参画社会の実現のため、様々な施策を総合的・計画的に進めてきました。

なお、第2期計画以降は、配偶者暴力防止法の制定・改正および女性活躍推進法の制定を踏まえて策定し、ドメスティック・バイオレンス(DV)に関する支援や女性活躍に関する施策を進めてきました。

そして、令和6(2024)年に第六次藤井寺市総合計画を策定し、市民一人ひとりが互いを大切に、あらゆる差別がなく違いを認め合う、平和で人権や多様性を尊重するグローバル社会を見据えたまちづくりを目指しています。

3 計画の位置づけ

本計画は、藤井寺市における男女共同参画社会の実現に向けた総合的な計画として、藤井寺市が取り組むべき施策の基本的な方向やその内容を明らかにするものです。

また、次に掲げる法律及び条例に基づく計画として位置づけ、市の総合計画をはじめ、他の関連する個別計画との整合性を図ります。

- (1) 藤井寺市男女共同参画推進条例第10条第1項に基づく「基本計画」
- (2) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく「市町村推進計画」
- (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」
- (5) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に基づく「市町村基本計画」

4 計画の期間

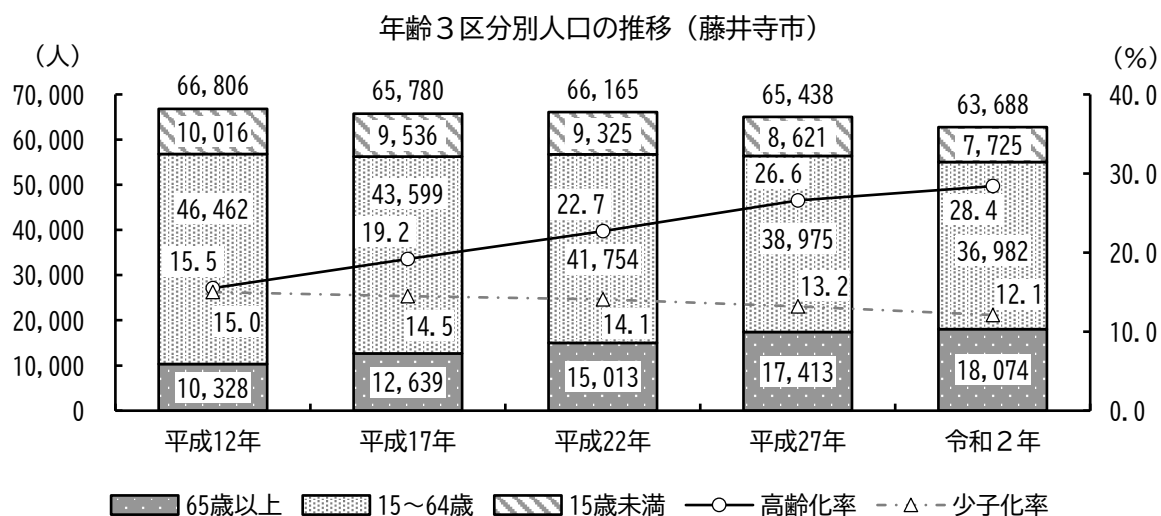
計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。ただし、今後の国内外の動向や社会情勢の変化等に対応し、必要に応じて見直しを行うこととします。

第2章 本市の現状と課題

1 藤井寺市の男女共同参画にかかわる状況

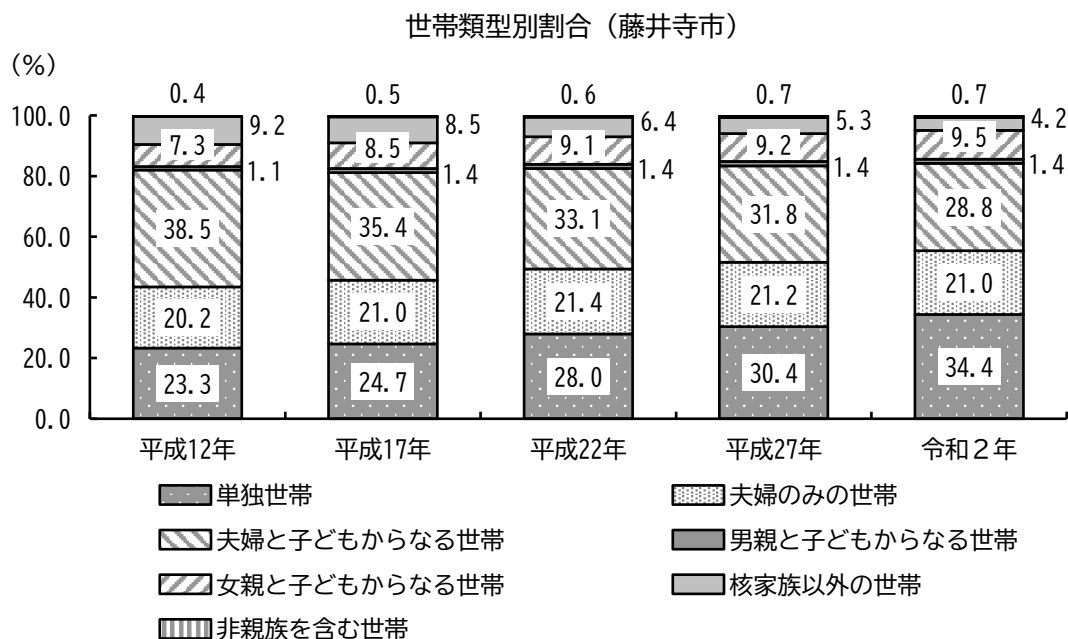
(1) 人口や世帯の状況

人口は減少傾向にあり、65歳以上の人口は増加し、65歳未満の人口は減少し、少子化および高齢化が進行しています。世帯構成では、「単独世帯」が増加し、「夫婦と子どもからなる世帯」が減少しています。



※ 総数は年齢「不詳」を含むため、各年齢別の人口の合計とは一致しない。

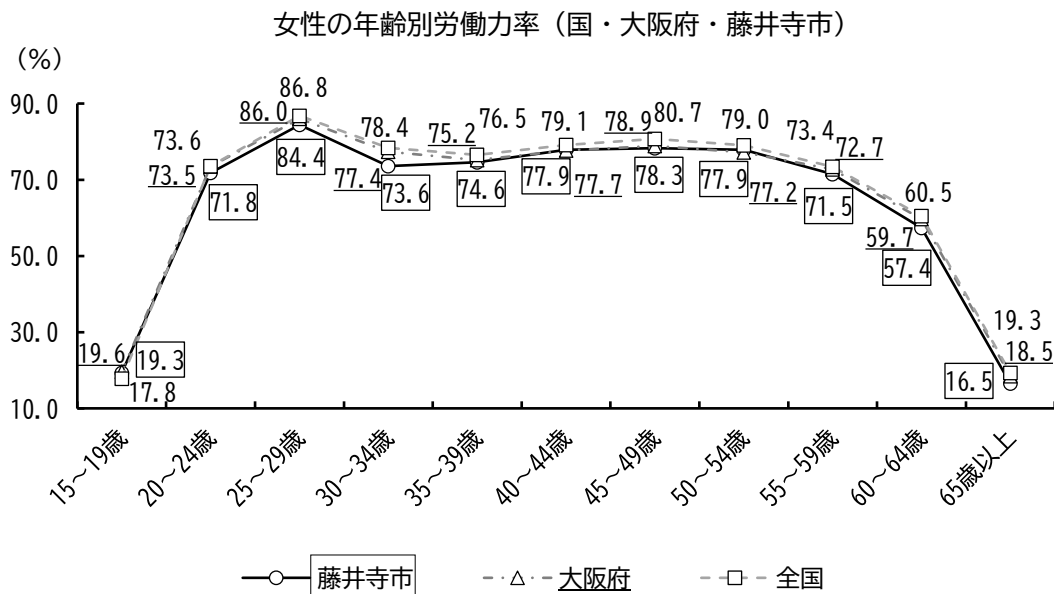
資料：総務省「国勢調査」



資料：総務省「国勢調査」

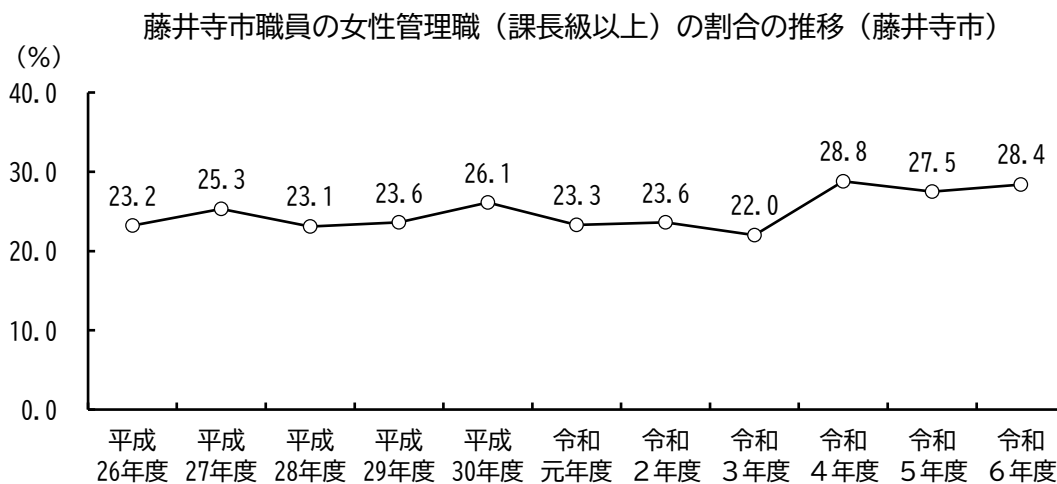
(2) 女性の就労状況

女性の労働力率をみると、M字カーブになっています。藤井寺市は、全国・大阪府と比べると大きな変化はありませんが、全体的に女性の労働力率が低くなっています。

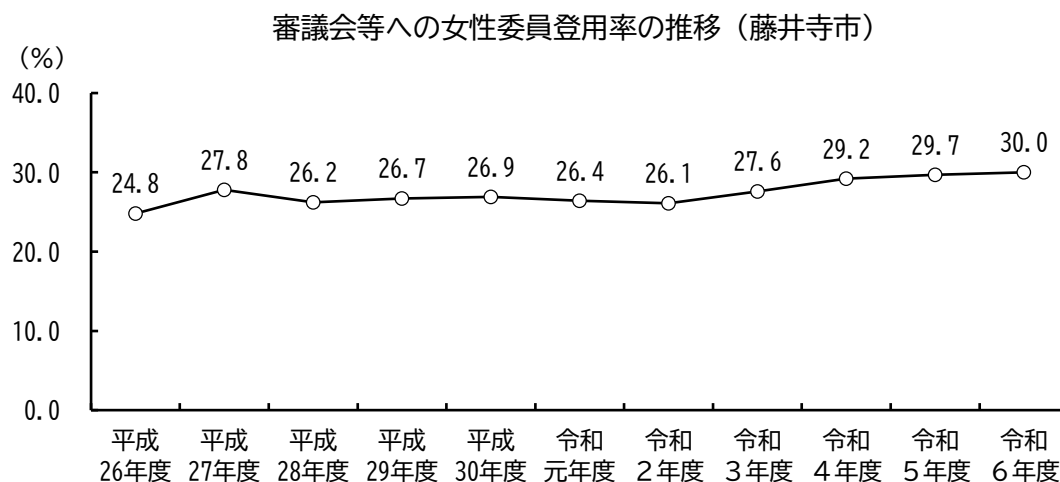


(3) 女性活躍の状況

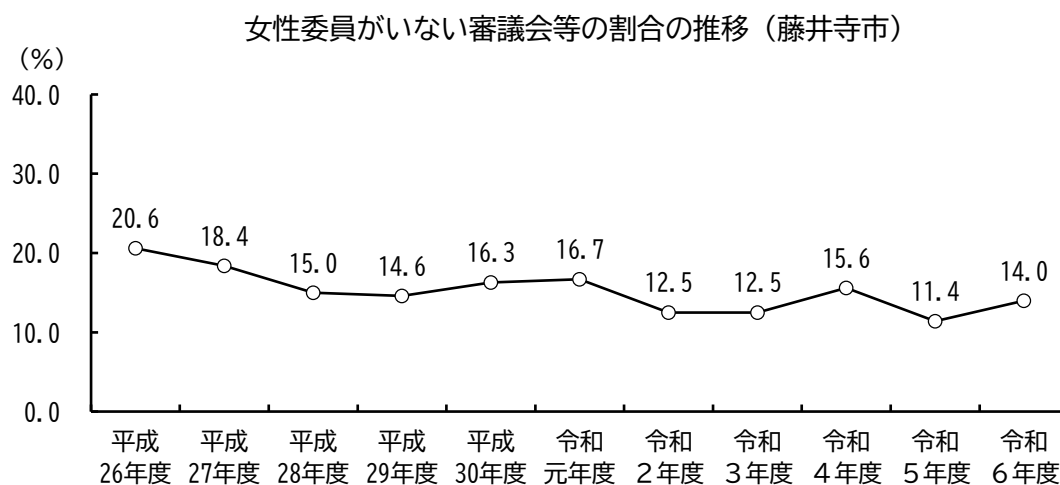
藤井寺市職員の女性管理職は、令和3年度までは横ばいで推移していましたが、令和4年度に増加し、令和6年度は28.4%となっています。



藤井寺市の審議会等への女性委員の登用率は、増加傾向で推移しています。また、女性委員がいない審議会等の割合は増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。



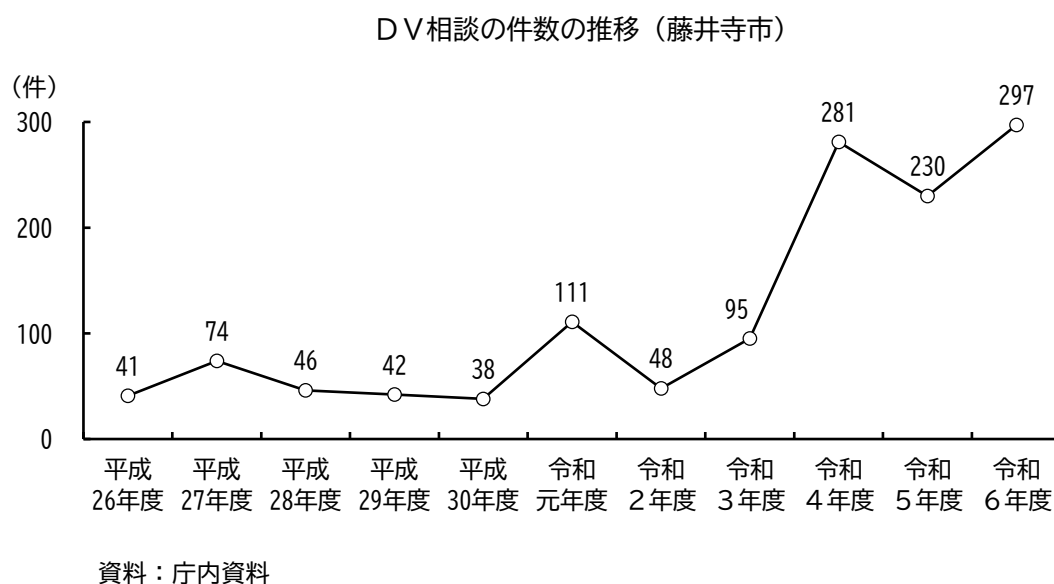
資料：協働人権課（各年度3月末現在）



資料：協働人権課（各年度3月末現在）

(4) DV相談の状況

DVの相談件数は、増減を繰り返しながら増加傾向にあります。



2 市民アンケート調査

(1) アンケート調査概要

本計画策定の基礎資料とするために「男女共同参画に関するアンケート」を実施しました。

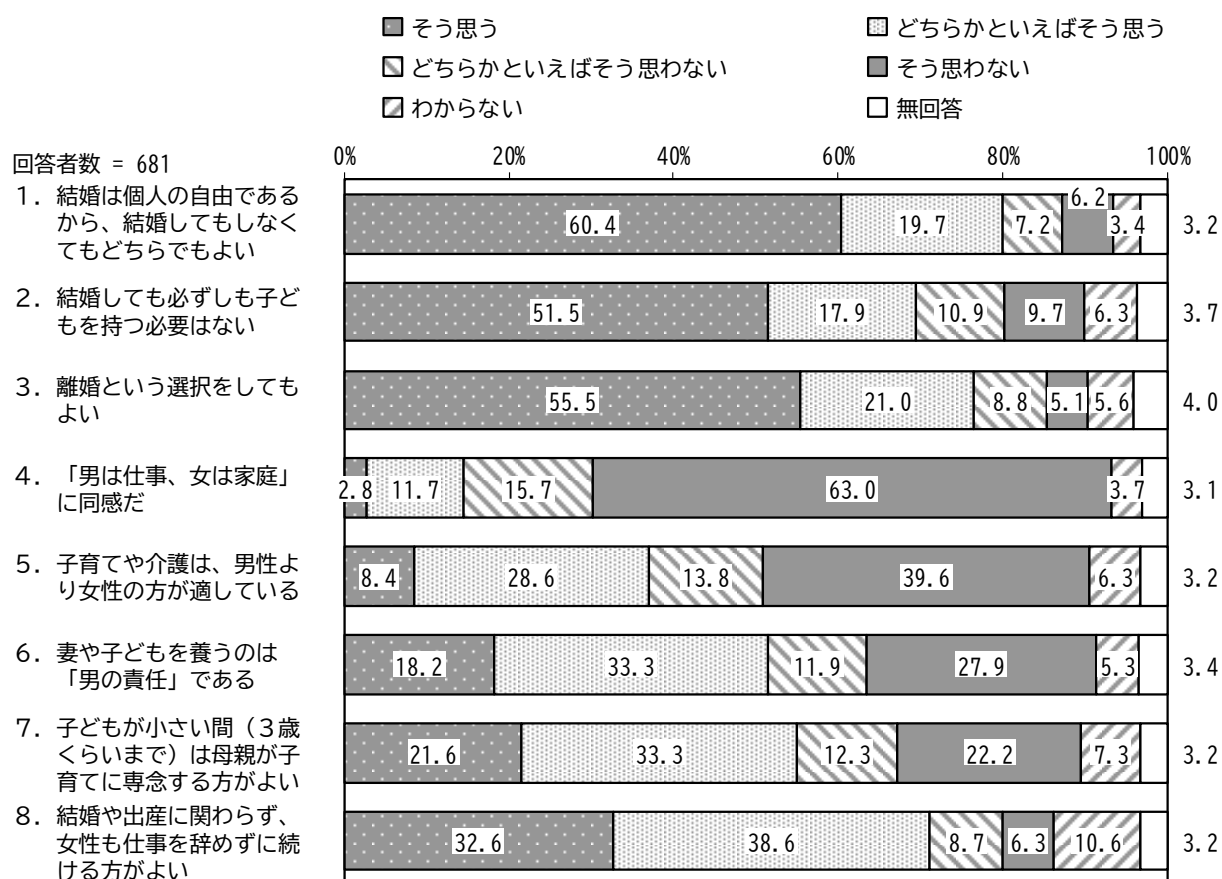
調査対象	市内在住の18歳以上を対象に無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収及びWEBによる回答
調査期間	令和7年4月23日～5月14日
調査対象者数（配布数）	1,500通
回収数	681通
回収率	45.4%

(2) アンケート調査結果

男女の役割やあり方についてどう思いますか。

『1. 結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい』で「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”が高くなっています。一方、『4. 「男は仕事、女は家庭」に同感だ』で「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた“そう思わない”が高くなっています。

男女の役割やあり方について



以下の項目について、家庭では誰が担うのが理想だと思いますか。また、あなたのご家庭では実際にどう分担されていますか。

理想の分担では、『1. 生活費を得る』で「主に夫が担う」が、『7. 子どもの教育やしつけをする』で「夫婦で分担する」が、『2. 家計の管理をする』で「主に妻が担う」が、『3. 高額の買い物の決定をする』で「話し合いで決める」が高くなっています。

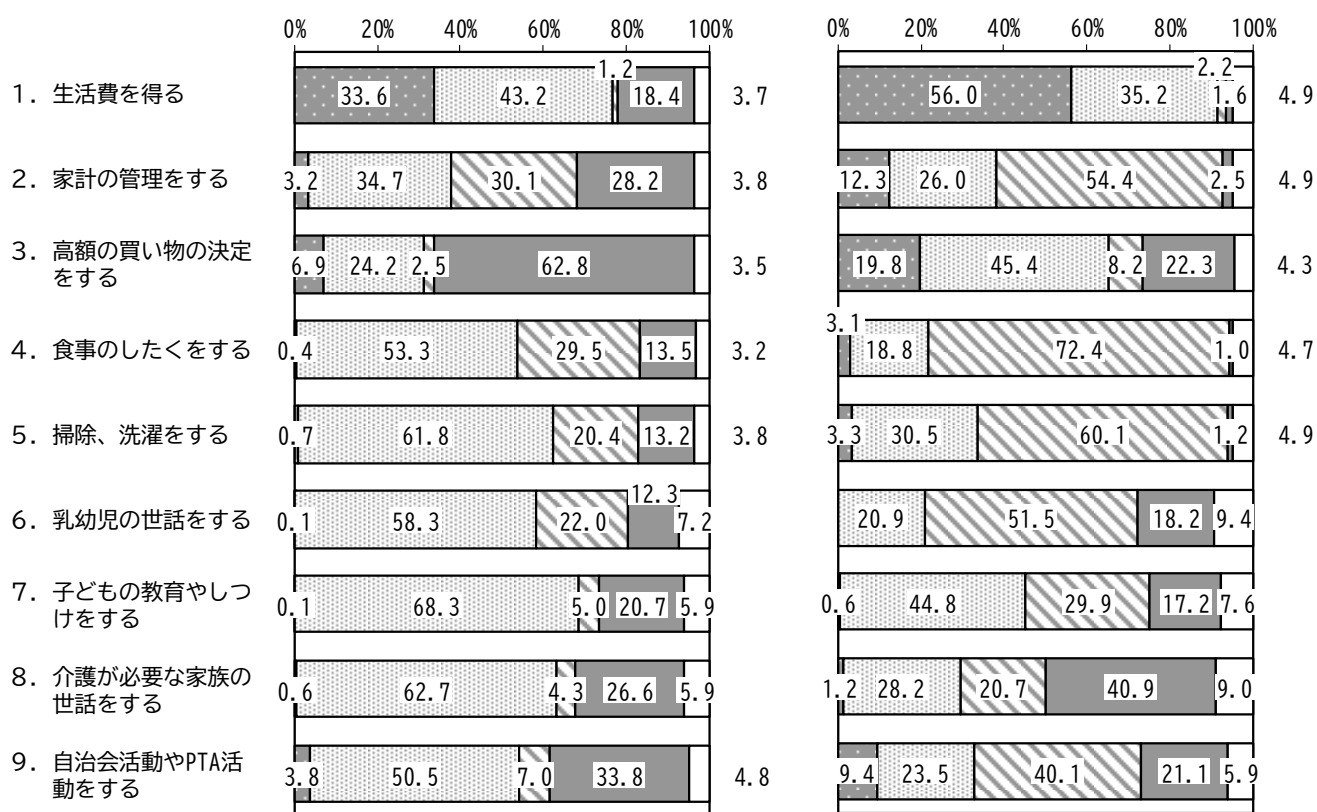
実際の分担では、『1. 生活費を得る』で「主に夫が担う」が、『7. 子どもの教育やしつけをする』で「夫婦で分担する」が、『2. 家計の管理をする』で「主に妻が担う」が、『3. 高額の買い物の決定をする』で「話し合いで決める」が高くなっています。

家庭での分担について

【理想の分担（回答者数=681）】

【実際の分担（回答者数=489）】

■ 主に夫が担う ■ 夫婦で分担する ■ 主に妻が担う ■ 話し合いで決める □ 無回答

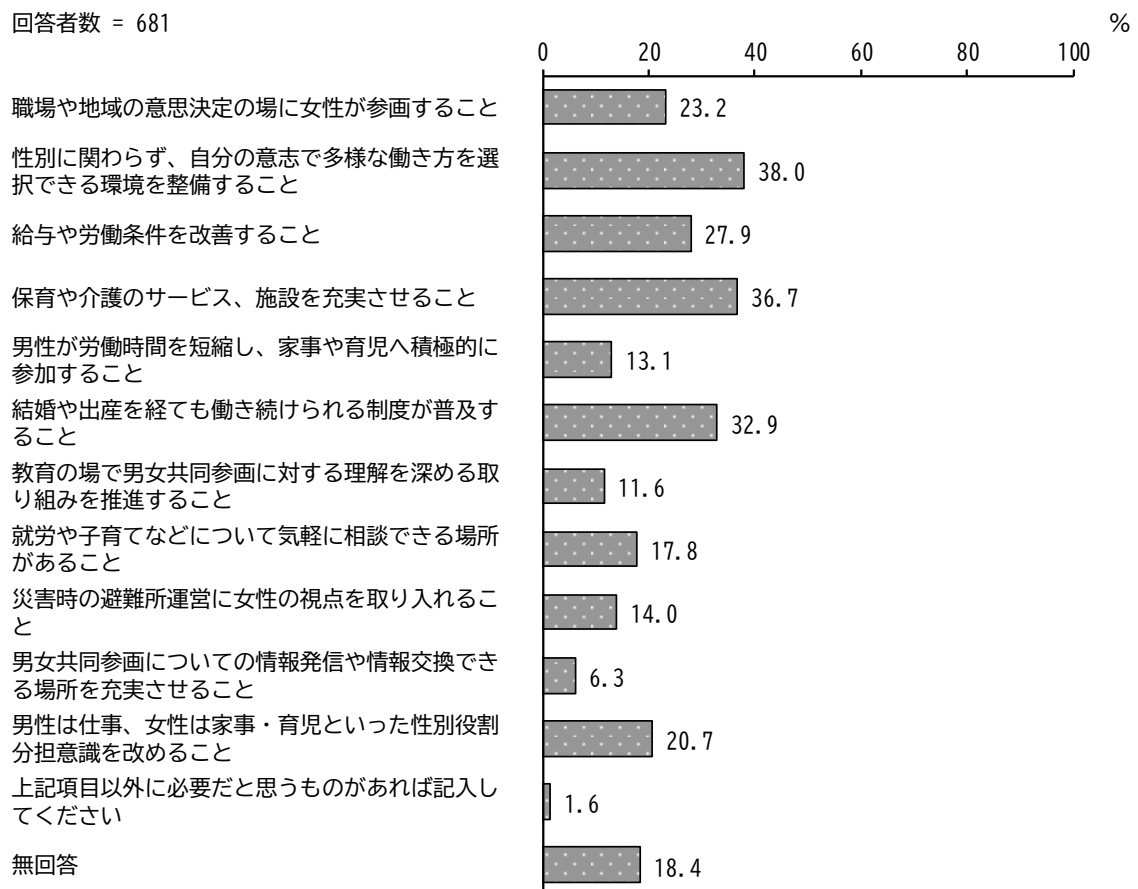


男女共同参画を進めていくためにはどのような具体的取り組みが必要だと思いますか。（3つまで選択可）

「性別に関わらず、自分の意志で多様な働き方を選択できる環境を整備すること」の割合が38.0%と最も高く、次いで「保育や介護のサービス、施設を充実させること」の割合が36.7%、「結婚や出産を経ても働き続けられる制度が普及すること」の割合が32.9%となっています。

男女共同参画を進めていくために必要な取り組みについて

回答者数 = 681

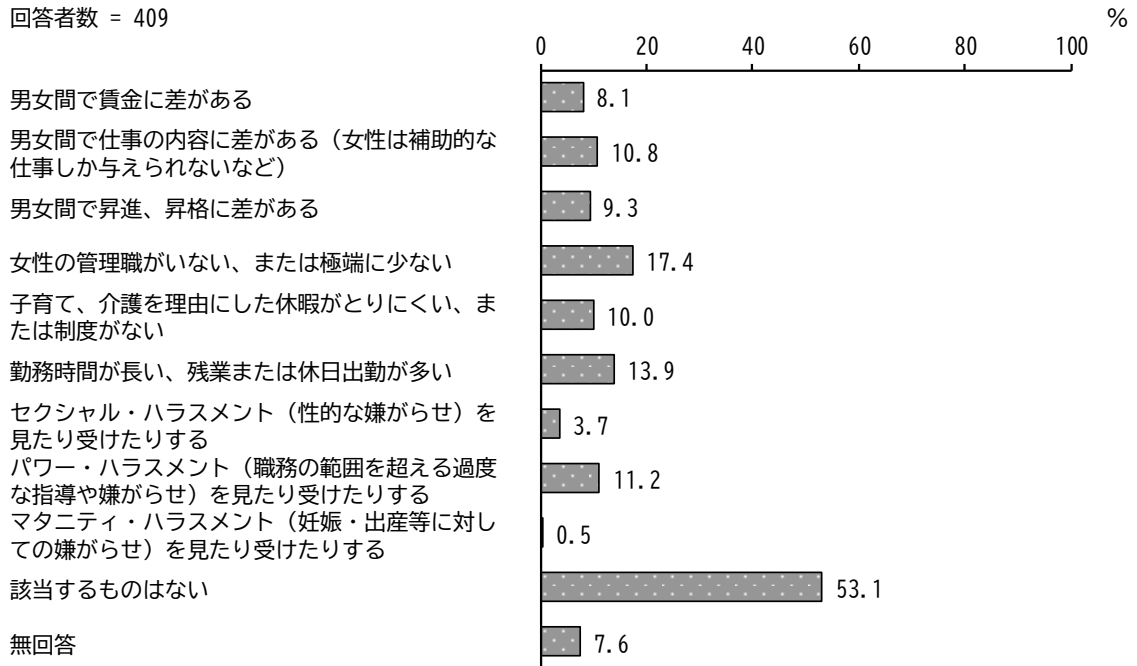


あなたの職場では以下のようなことがありますか。（複数選択可）

「該当するものはない」の割合が53.1%と最も高く、次いで「女性の管理職がいない、または極端に少ない」の割合が17.4%、「勤務時間が長い、残業または休日出勤が多い」の割合が13.9%となっています。

職場について

回答者数 = 409



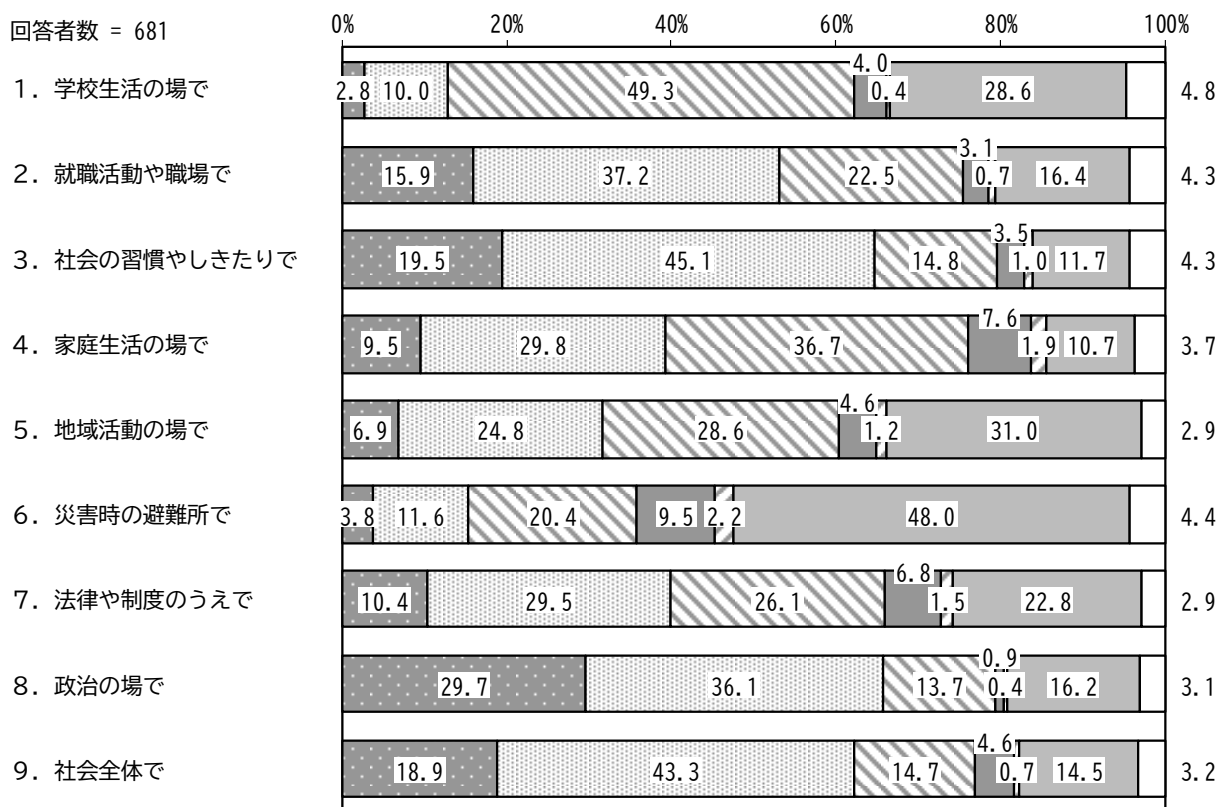
以下の場面における男女の地位についてどう感じますか。

『8. 政治の場で』で「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた“男性優遇”が、『1. 学校生活の場で』で「平等である」が、『6. 災害時の避難所で』で「どちらかといえば女性の方が優遇されている」と「女性の方が優遇されている」を合わせた“女性優遇”が高くなっています。

男女の地位について

- 男性の方が優遇されている
- ▨ どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等である
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- ▨ 女性の方が優遇されている
- わからない
- 無回答

回答者数 = 681

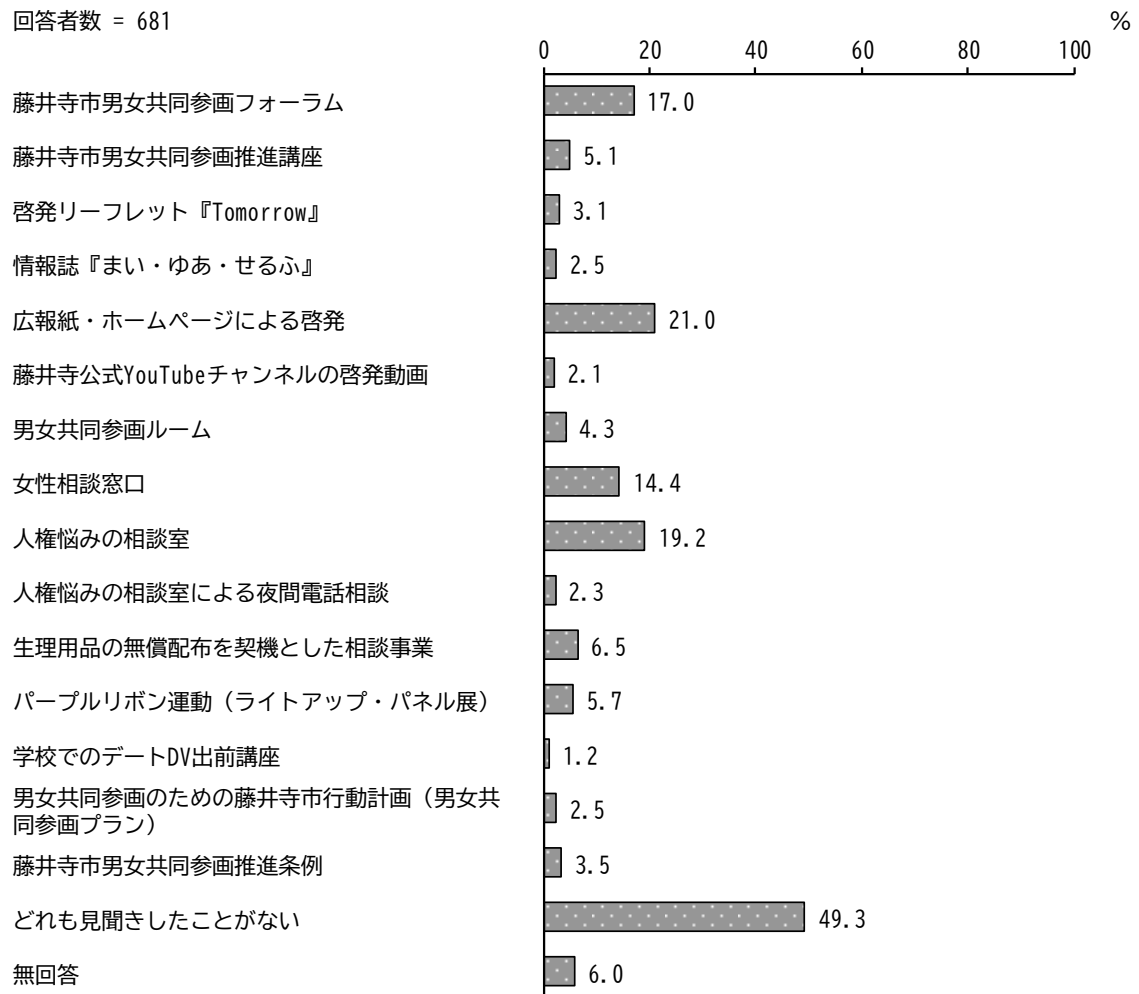


あなたは、次のような男女共同参画や女性支援に関する市の取り組みの中で、見聞きしたことがあるものはありますか。（複数選択可）

「どれも見聞きしたことがない」の割合が49.3%と最も高く、次いで「広報紙・ホームページによる啓発」の割合が21.0%、「人権悩みの相談室」の割合が19.2%となっています。

見聞きしたことがあるものの割合

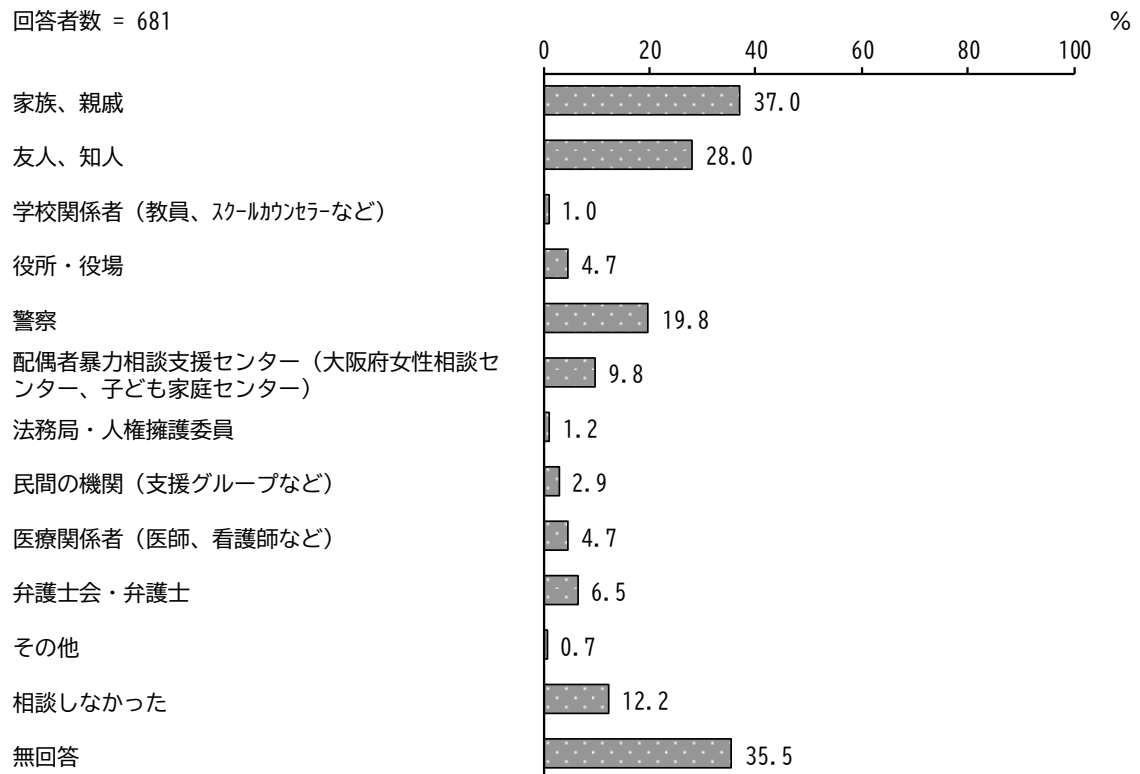
回答者数 = 681



実際に暴力を受けた方はそのことを誰に相談しましたか。あるいは、暴力を受けた場合、あなたはそのことを誰に相談しようと思いますか。（複数選択可）

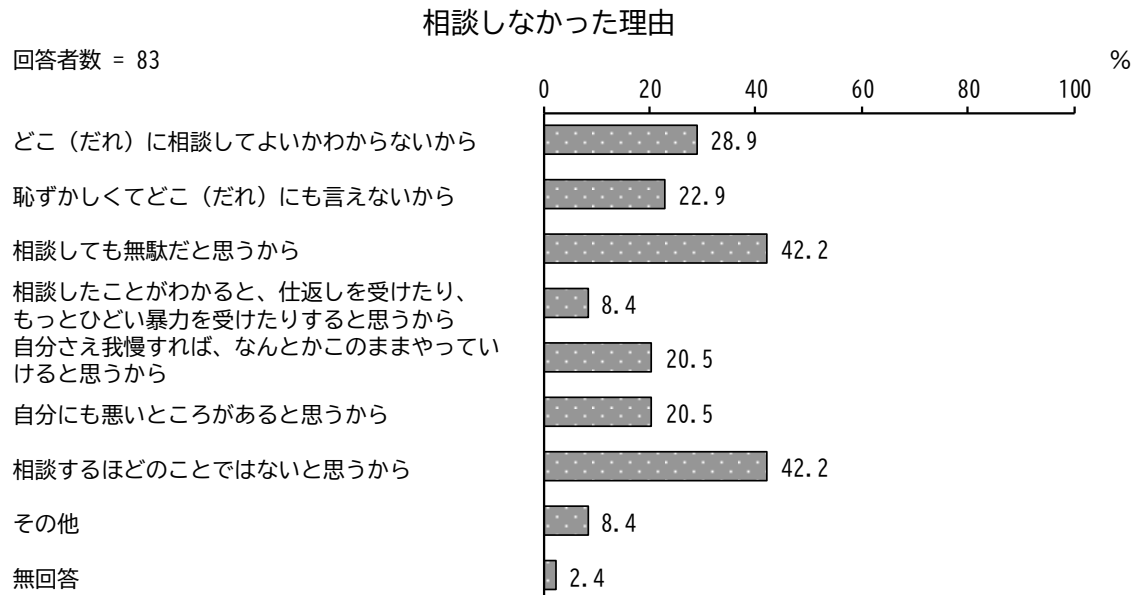
「家族、親戚」の割合が37.0%と最も高く、次いで「友人、知人」の割合が28.0%、「警察」の割合が19.8%となっています。

暴力を受けた方の相談先の割合



暴力を受けたことを相談しなかった理由を教えてください。（複数選択可）

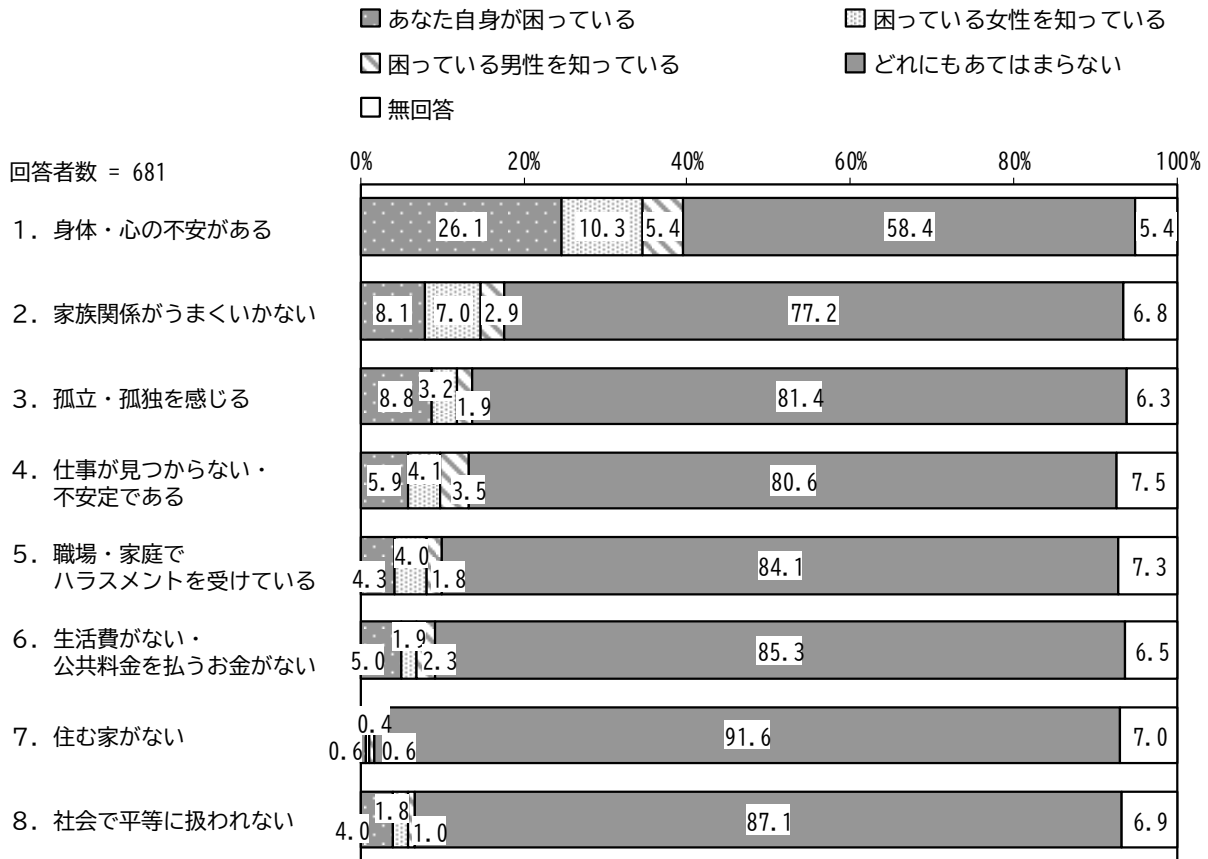
「相談しても無駄だと思うから」、「相談するほどのことではないと思うから」の割合が42.2%と最も高く、次いで「どこ（だれ）に相談してよいかわからないから」の割合が28.9%となっています。



現在、日常生活をするうえで次のようなことで困っていますか。

全ての項目で「どれにもあてはまらない」の割合が最も高くなっています。

日常生活で困っていることの割合



3 本市の男女共同参画における課題

ここでは、国・府の動向や市民アンケートの結果を踏まえ、本市における男女共同参画における課題を、第4期計画の基本目標ごとに整理しました。

【基本目標Ⅰ】男女共同参画に対する正しい理解の促進

1 あらゆる分野における性別役割分担意識の変革

本市では、広報紙や啓発誌、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの多様な媒体を用いて、一人ひとりが当事者意識を高め、性別に関する固定観念の解消に向けた啓発活動を行いました。

アンケート調査結果では、男女の役割やあり方について「男は仕事、女は家庭に同感だ」では14.5%、「子育てや介護は、男性より女性の方が適している」では37.0%、「妻や子どもを養うのは男の責任である」では51.5%が「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”と回答しています。

また、家庭での分担について、理想と実際のどちらにおいても『生活費を得る』では「主に夫が担う」が、『家計の管理をする』では「主に妻が担う」と回答した割合が高くなっています。

さらに、男女共同参画を進めていくために必要な取り組みについて、「男性は仕事、女性は家事・育児といった性別役割分担意識を改めること」と回答した人の割合が20.7%となっています。

男女共同参画を推進するためには、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、仕事や家庭の責任を男女が協力して担っていくことが求められています。今後も、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、広報・啓発活動、講演会等を行い、男女共同参画を進めることは男性にとっても女性にとっても暮らしやすくなるという理解を深めていくことが必要です。

2 男女共同参画を浸透させる教育・学習の充実

本市では、学校教育や保育のあらゆる機会を通じて、無自覚に子どもに固定的な性別役割分担意識やジェンダー意識を植え付けていないか、押し付けていないかの見直しを行い、男女平等を基本とした保育や教育を推進するとともに、性的指向や性自認の多様性に理解を深める取組を行いました。

アンケート調査結果では、男女共同参画を進めていくために必要な取り組みについて、「教育の場で男女共同参画に対する理解を深める取り組みを推進すること」と回答した人の割合が11.6%となっています。

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、学校・家庭・地域社会などの様々な場面において、幼い頃から長年にわたり形成されやすいため、幼少期のうちから性別に基づく固定観念を生じさせないよう家庭や学校において男女平等意識を形成していくことが重要です。そして、社会のあらゆる分野

において、性別に関わらず、子どもの個性を伸ばし、相手を尊重する人権感覚を身に付けさせる教育を充実し、将来の男女共同参画社会を担う人材を育てることが必要です。

【基本目標Ⅱ】男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の確保

1 意思決定過程における男女共同参画の推進

本市では、男女共同参画の視点を持つ人材の養成に向けた取組を行うとともに、地域活動において、多様な視点が反映されるように啓発を行いました。

アンケート調査結果では、男女の地位について「地域活動の場」「法律や制度のうえ」「政治の場」「社会全体」の場面において「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた“男性優遇”の割合が“女性優遇”より（女性よりも男性が優遇されているという趣旨の回答が）高くなっています。

また、男女共同参画を進めていくために必要な取り組みについて、「職場や地域の意思決定の場に女性が参画すること」と回答した人の割合が23.2%となっています。

審議会等への女性委員参画率35.0%以上を目指して取組を進めてきましたが、策定時から増加傾向にはあるものの令和6年度の実績値は30.0%となり、目標を達成できませんでした。

社会や個人の固定的な性別役割分担意識等を背景に、女性の登用が男性よりも遅れています。

今後も引き続き、意思決定過程の場における男女共同参画の重要性について、企業や地域に向けて、好事例の情報提供をするなどして積極的に働きかけることが必要です。

2 働く場での男女共同参画の推進

本市では、市内の事業所に対して、女性活躍推進法や男女雇用機会均等法などの法の周知や、男女共同参画の職場づくりや女性の活躍に関する啓発を行いました。また、ハラスメントのない職場づくりに向けて、事業所と労働者の双方に対する意識啓発や相談体制の充実を行いました。

アンケート調査結果では、職場について、「セクシュアル・ハラスメント（性的な嫌がらせ）を見たり受けたりする」が3.7%、「パワー・ハラスメント（職務の範囲を超える過度な指導や嫌がらせ）を見たり受けたりする」が11.2%、「マタニティ・ハラスメント（妊娠・出産等に対しての嫌がらせ）を見たり受けたりする」と回答した人の割合が0.5%となっています。

また、男女共同参画を進めていくために必要な取り組みについて、「性別に関わらず、自分の意志で多様な働き方を選択できる環境を整備すること」と回答した人の割合が38.0%となっています。

職場においては、仕事の内容や賃金、待遇、昇進・昇格の機会などの男女差別をなくすとともに、性別に関わらず多様で柔軟な働き方を選択できる職場づくりと働き続

けられる職場づくりを進める必要があります。

また、各種ハラスメントについての知識を得る、ハラスメントを受けた際の対応や相談窓口を知ってもらうため、情報提供を進めていく必要があります。

3 ワーク・ライフ・バランスの推進

本市では、市民に対して、ワーク・ライフ・バランスへの理解を深める講座や情報を提供するとともに、事業所に対しては、残業や休日出勤の削減、休業・休暇の取得率の上昇をめざした組織改革の参考となる先進事例を紹介するなど、ワーク・ライフ・バランスの啓発に努めました。

アンケート調査結果では、職場について、「子育て、介護を理由にした休暇がとりにくい、または制度がない」が10.0%、「勤務時間が長い、残業または休日出勤が多い」と回答した人の割合が13.9%となっています。

また、男女共同参画を進めていくために必要な取り組みについて、「男性が労働時間を短縮し、家事や育児へ積極的に参加すること」が13.1%、「結婚や出産を経ても働き続けられる制度が普及すること」と回答した人の割合が32.9%となっています。

男女共同参画の視点から、男性も女性も互いに協力し合い分担することで、仕事と家庭生活、地域活動等を調和させた豊かな暮らしを実現することが求められます。

今後も、男女がともに、仕事と家庭生活等の仕事以外の生活を両立し、誰もが自分の希望する活動に充てる時間を増やせるよう、ワーク・ライフ・バランスの意義や重要性に関する啓発及び情報提供を推進していく必要があります。

さらに、休暇の取得や勤務の軽減につながる制度や、家事や育児、介護等様々な事情を有する人が働き続けられる環境を整備することが必要です。

4 藤井寺市の男女共同参画の職場づくり

本市では、働き方の見直しや職場風土の改善に向けて、男女共同参画の職場づくり研究会の結果を基にワーク・ライフ・バランスに関する啓発資料を作成するとともに、取組を着実に推進するために、藤井寺市人権行政推進本部や各課に配置している人権推進員を活用して、庁内の推進体制の充実に努めました。

アンケート調査結果では、職場について、「女性の管理職が少ない、または極端に少ない」と回答した人の割合が17.4%となっています。

また、男女共同参画や女性支援に関する市の取り組みの中で、見聞きしたことがあるものについて、「どれも見聞きしたことがない」と回答した割合が49.3%と最も高くなっています。

管理職（課長級以上）に占める女性職員の割合30.0%以上を目指して取組を進めてきましたが、策定時から増加傾向にはあるものの令和6年度の実績値は28.8%となり、目標を達成できませんでした。

男性職員の育児休業取得率は策定時の9.1%から大きく増加し令和6年度実績値は75.0%となり、目標の30.0%を上回ることができました。

今後も引き続き、庁内における男女共同参画推進体制の整備を進める必要があります。

す。市職員の男女共同参画に関するさらなる意識向上に取り組むとともに、業務の実態についても男女間の不平等感を解消するよう努め、仕事と家庭の両立を支援する施策の充実を図ることが求められます。男女共同参画社会の実現に向け、庁内において率先して取り組みを進めることが重要です。

また、率先行動としての市役所庁内の男女共同参画の推進について庁内外にPRしていく必要があります。

【基本目標Ⅲ】誰もが安心して暮らせる環境の整備についての課題

1 性の尊重と健康への支援

本市では、全ての人が、生涯にわたって主体的に健康づくりを行えるよう、各種健康診査を実施するとともに、喫煙・飲酒などによる健康被害の予防に関する啓発も含めて、心身の健康に関する正しい知識・情報の提供、相談体制の充実を図りました。

アンケート調査結果では、日常生活をするうえで困っていることについて、身体・心の不安では「自身が困っている」が26.1%、「困っている女性を知っている」が10.3%、「困っている男性を知っている」と回答した人の割合が5.4%となっています。

生涯を通じて心も身体も健康に過ごすためには、普段からの健康増進、病気の予防と早期発見が大切であり、行政は健康診断などを充実させるほか、市民が主体的に健康づくりに取り組める環境整備を進める必要があります。さらに、近年はストレスなどによる心の健康が問題となっていることから、性別や世代に応じたメンタルヘルス対策にも取り組む必要があります。

さらに、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利を守る取り組み）に関する意識を広く社会に浸透させ、女性の思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といったライフステージに応じた健康を支援するための取り組みの重要性についての認識を高め、男女が共に高い関心を持ち、正しい知識・情報を得て、認識を深めるための施策を推進することが必要です。

2 防災における男女共同参画の推進

本市では、防災対策に多様な視点が反映されるよう、防災会議や地域の自主防災組織などにおける女性参画の推進に努め、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立や地域防災力の向上を図りました。

アンケート調査結果では、男女共同参画を進めていくために必要な取り組みについて、「災害時の避難所運営に女性の視点を取り入れること」と回答した人の割合が14.0%となっています。

災害の多い昨今の状況から、日頃から男女共同参画の視点を踏まえた防災対策を講じておく必要があることから、町会・自治会においても男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の取り組みを、さらに推進していく必要があります。さらに、被災時の避難所における男女のニーズの違いなどに配慮した災害対応を推進することが求められています。

3 あらゆる暴力の根絶

本市では、DVについて正しい知識を啓発していくとともに、相談窓口や配偶者暴力防止法、DV被害者への具体的な支援内容について周知しました。また、一人でも多くのDV被害者を発見して、適切な支援へとつなげられるよう、各窓口職員のDVに関する知識を高めました。

アンケート調査結果では、暴力を受けた方はそのことを誰に相談しましたかについて、「相談しなかった」と回答した人の割合が12.2%となっており、その理由として、「相談しても無駄だと思うから」、「相談するほどのことではないと思うから」が42.2%と最も高く、次いで「どこ（だれ）に相談してよいかわからないから」が28.9%となっています。性別にみると、「自分にも悪いところがあると思うから」、「相談するほどのことではないと思うから」の割合が男性で高くなっており、「相談しても無駄だと思うから」、「相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けたりすると思うから」、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思うから」の割合が女性で高くなっています。

DV被害者には、自分が被害者であるという自覚がないままに暴力を受け続けている人がいます。また、女性に対する暴力の背景には、人権の軽視や社会的・経済的な男性の優位性があります。

暴力防止への理解を広く市民に促すためには、当事者や関係者だけでなく、多くの市民に向け、様々な機会をとらえて幅広い普及活動を行うとともに、さまざまな暴力を根絶するため、暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための幼児期からの教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備が必要です。

今後も引き続き、DVに関する周知啓発を進めるとともに、DV被害者が相談したいと思った時に適切な相談事業を利用できるよう、相談窓口の周知も図っていくことが重要です。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

藤井寺市男女共同参画推進条例の理念を踏まえ、本計画の基本理念を「地域や家庭、学校、職場などのあらゆる場面において、だれもが自分らしさを大切にしながらいきいきと暮らしていける、男女共同参画社会の実現」として、誰もが自分らしくいきいきと暮らしていくことのできる男女共同参画社会を目指していきます。

【基本理念】

地域や家庭、学校、職場などのあらゆる場面において、
だれもが自分らしさを大切にしながらいきいきと暮らしていける、
男女共同参画社会の実現

女性も男性もお互いに人権を尊重し
あい、あらゆる分野の活動に参画し、
協働して責任を共有するまち

家事や育児、介護などをとに行い、
喜びや苦労を分かち合える家庭

次代を担う子どもたちの個性や能力
を大切にする教育の場

だれもが個性や能力を発揮でき、
いきいきと働くことのできる職場

2 計画の基本的な視点

(1) あらゆる人々の人権擁護

障害者や外国人、被差別部落出身者などの様々な人権問題に加え、女性であることで、より複合的に困難な状況に置かれる場合があります。また、性的指向や性自認に関する悩みや困難に直面している人々もあり、その中にはLGBTQをはじめとする多様な人々がいます。一人ひとりの人権に十分に配慮するとともに、SOGIE（性的指向、性自認、性表現）などの意義を考え、多様性を尊重します。

(2) ジェンダー平等の推進

2015年、国連総会において、持続可能でより良い世界をめざす国際目標「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択されました。SDGsでは、17の目標が設定されており、「ジェンダー平等」は、そのうちの一つとして掲げられているだけでなく、全ての目標を達成するための重要な条件とされています。

SDGsの達成に向けて、本計画におけるあらゆる取り組みにジェンダー平等の視点を取り入れます。

(3) ウェルビーイングの向上

一人ひとりが様々な人や社会とのつながりの中で、自分らしく生きていることに満足でき、心身ともに健康で満たされた状態(ウェルビーイング)であることが、近年、重要な価値基準となりつつあります。個人の自己実現、家庭や地域社会における役割の発揮、経済的な自立と経済活動への参画など、市民のウェルビーイングの向上に寄与するよう、男女共同参画を推進します。

3 基本目標

基本目標Ⅰ 男女共同参画に対する正しい理解の促進

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等が定められています。また、持続可能な開発目標（SDGs）においても、すべての人々の人権の実現と、ジェンダー平等およびすべての女性と女児のエンパワーメントの達成が掲げられています。男女共同参画社会の形成にあたっては、これらの理念の根幹である人権の尊重を基盤とし、その理解を深める人づくりが欠かせません。

一方で、男女共同参画社会の実現を阻む要因の一つとして、長年にわたり社会の中で形成されてきた性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が挙げられます。

このため、人権尊重と男女共同参画に関する理解を深め、固定的な役割分担意識や無意識の思い込みの解消を一層推進するとともに、その意識を定着させるための広報・啓発を強化します。

また、性別にとらわれない多様な生き方を尊重する考え方を幼少期から育む教育や啓発に取り組み、あらゆる世代を対象に男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成を図ります。

基本目標Ⅱ 性別にかかわらず自分らしく活躍できる機会の確保

男女共同参画社会の実現に向けては、性別にかかわらず、誰もが地域社会の担い手として能力を十分に発揮し、生き生きと働くことができる環境を整えることが重要です。国や地方公共団体の政策・方針の立案及び決定過程、民間団体や地域における意思決定の場など、あらゆる分野において平等に参画する機会が確保されることが求められます。

特に、職場は生活の経済的基盤を形成するものであり、性別にかかわらず誰もが多様で柔軟な働き方を選択できること、そして性別による不当な扱いを受けることなく、個性と能力を十分に発揮できる環境づくりが必要です。

性別に基づく固定的な役割意識や慣習を見直し、誰もが多様な働き方を選択できる職場づくりを進めるとともに、特に女性の参画が少ない行政や地域社会の意思決定の場において、女性が活躍する機会創出を積極的に推進します。また、育児・介護・家事など、これまで主に女性が担っていた分野への男性の参画も促進し、性別にかかわらず、職場、

家庭、地域などあらゆる場面で個性と能力を発揮できるまちの実現を目指します。

基本目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶

配偶者暴力防止法の制定を契機として、DVに対する社会的な認識が広がり、被害者の保護に関しても、暴力の定義の拡大、保護命令制度の充実、自立支援の強化、適用対象の拡大など、制度面での整備と取り組みが進められてきました。しかし、根強い性差別意識や性別による社会的地位の格差が解消されない限り、暴力の根絶には至りません。

DV、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、暴力はその形態や被害者の性別を問わず決して許されるものではないという意識の浸透を図るとともに、すべての人が対等な立場で尊重し合い、安心して暮らすことのできる、暴力のない社会の実現を目指します。

基本目標Ⅳ すべての人が安心して暮らせる環境の整備

誰もが共に安心して暮らすために、最も基本的なことは、生涯を通じて健康で充実した生活を送ることです。家庭や地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化、また地域社会における人間関係の希薄化などにより大きく変化しています。

こうした様々な課題に配慮し、市民一人ひとりのライフステージに応じた切れ目のない健康づくりを推進するとともに、誰もが自立し、社会を支える一員として安心して暮らせる社会を構築していくことが求められます。また、貧困、暴力被害、障害、疾病など困難な問題を抱える人々が、その意思を尊重され、必要な支援を受けながら自立した生活を営むことができる社会を実現していくことが重要となります。

災害対策においては、性別や年齢、障害の有無などにより災害から受ける影響やニーズに違いがあることを認識し、多様な視点を反映した対策を講じることが重要です。

誰もが、それぞれのライフステージに応じた心身の健康と充実した生活環境を享受でき、生涯を通じて健康で安心して暮らせるまちを目指します。

4 計画の体系

【基本理念】

【基本目標】

【重点項目】

【施策の方向】

地域や家庭、学校、職場などのあらゆる場面において、
だれもが自分らしさを大切にしながらいきいきと暮らしていける、
男女共同参画社会の実現

I 男女共同参画 に対する正しい理解の促進

1
あらゆる分野における固定的な性別役割分担意識の変革

- ① 多様な媒体による男女共同参画推進のための広報・啓発活動の充実
- ② 男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーの育成
- ③ 男女共同参画ルームの機能充実と認知度向上

2
男女共同参画を浸透させる教育・学習の充実

- ① 男女共同参画の視点に立った保育・教育の推進
- ② 性別にとらわれず多様な選択を可能にする学習機会の提供
- ③ あらゆる世代を対象とした学習機会の充実

II 性別にかかわらず自分らしく活躍できる 機会の確保

1
意思決定過程における男女共同参画の推進

- ① 審議会等への女性の参画促進
- ② 地域活動における男女共同参画の推進
- ③ 男女共同参画の視点を持つ人材と団体の養成と支援

2
働く場での男女共同参画の推進
【女性活躍推進計画】

- ① 多様化する職業キャリアへの支援
- ② あらゆるハラスメント防止対策の推進
- ③ 女性の就労や起業に関する支援

3
ワーク・ライフ・バランスの推進
【女性活躍推進計画】

- ① ワーク・ライフ・バランスの啓発と推進
- ② 共働き・共育てを可能にするための両立支援
- ③ 仕事と介護の両立支援

4
藤井寺市の男女共同参画の職場づくり

- ① 職員の男女共同参画意識の高揚
- ② 庁内推進体制の充実
- ③ 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進
- ④ 男性の育児休業の啓発・取得促進

III あらゆる暴力の根絶

1
暴力を許さない市民意識の醸成
【DV防止基本計画】

- ① DVなどあらゆる暴力を許さない意識の啓発
- ② 暴力を未然に防ぐための若年層への啓発
- ③ 加害者も被害者も生まないための取組の推進
- ④ 多様な暴力の形態に関する正しい理解の促進

2
暴力等被害者支援体制の整備【DV防止基本計画】

- ① 相談窓口の充実・周知および相談体制の強化
- ② 被害者の保護と自立支援
- ③ 庁内関係課や関係機関とのネットワークの強化

IV すべての人が安心して暮らせる環境の整備

1
様々な困難を抱える人々への支援
【困難な問題を抱える女性支援基本計画】

- ① 困難な問題を抱える女性への支援
- ② 一人ひとりの困難に応じた支援体制の整備

2
ライフステージに応じた男女の健康への支援

- ① 男女それぞれの心身の特性やライフステージ等に応じた健康支援
- ② 健康を害する生活習慣の予防に関する啓発
- ③ 性に関する情報提供と教育の推進
- ④ 仕事と健康課題の両立の支援

3
防災における男女共同参画の推進

- ① 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立
- ② 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災力の向上

第4章 施策の展開と計画推進の指標

1 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女共同参画に対する正しい理解の促進

【重点項目1】あらゆる分野における固定的な性別役割分担意識の変革

固定的な性別役割分担意識とは、性別を理由として役割を固定的に捉える考え方のことです。この中には、性別による固定的役割分担に関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）も含まれます。

家庭や職場、地域などの日常生活の様々な場面での役割分担は、本来、性別に関係なく個々の能力や適性、希望に基づいて決めるべきものです。しかし、例えば「男性は仕事、女性は家庭」というように、無意識のうちに性別を理由として役割が固定されることが少なくありません。

この性別役割分担意識を解消するためには、人権尊重と男女平等の理念に基づき、日常生活における男女共同参画の意識を高める必要があります。そのため、広報紙や啓発誌、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの多様なメディアを活用し、あらゆる世代に向けた広報・啓発活動を推進します。

また、多様なメディアにおいて、人権や男女共同参画の視点に配慮した表示や表現を促進するとともに、市民がメディアからの情報を主体的に読み解き、活用できるよう、メディア・リテラシーの向上に向けた取り組みを進めます。

さらに、男女共同参画ルームを活用して、男女共同参画に関する情報提供の充実を図るとともに、市民グループ等が活動しやすい場となるよう機能の充実を図ります。併せて、男女共同参画ルームの認知度向上のための周知活動を強化します。

<施策の方向>

- 多様な媒体による男女共同参画推進のための広報・啓発活動の充実
- 男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーの育成
- 男女共同参画ルームの機能充実と認知度向上

【重点項目２】男女共同参画を浸透させる教育・学習の充実

固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスにとらわれず、すべての子どもが自分らしい生き方を選択できるようにするためには、幼少期からの環境が重要です。そのため、教育・保育の場だけでなく、家庭や地域社会を含むあらゆる場面で、子どもたちが男女共同参画の理解を深められる取り組みを進めます。

学校教育や保育においては、無意識のうちに子どもにジェンダーに基づく固定的な性別役割分担意識を植え付けたり、押し付けたりしていないかを常に点検し、男女平等を基本とした教育・保育を推進します。併せて、性的指向や性自認の多様性（L G B T Q +等）についても理解を深める取り組みを行います。

また、子どもと関わるすべての大人が固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスに気づき、解消できるよう、教師や保育士、保護者、地域の人々に対する男女共同参画の視点を養う研修の充実を図ります。

さらに、男女共同参画の理解を社会全体に浸透させるため、男女共同参画推進講座や男女共同参画フォーラムの開催など、あらゆる世代を対象とした生涯学習の機会の確保に取り組みます。

<施策の方向>

- 男女共同参画の視点に立った保育・教育の推進
- 性別にとらわれず多様な選択を可能にする学習機会の提供
- あらゆる世代を対象とした男女共同参画に関する学習機会の充実

基本目標Ⅱ 性別にかかわらず自分らしく活躍できる機会の確保

【重点項目１】意思決定過程における男女共同参画の推進

市は、地域住民の日常生活に密接にかかわる行政を担っていることから、政策や方針などの意思決定過程において男女双方が積極的に参画し、多様な視点を反映させることが重要です。

そのため、市は政策・方針決定の場における性別不均衡を是正し、審議会等において女性の参画率を３５％以上にすることを目指して、女性委員の登用を積極的に促進します。特に、女性の少ない審議会等については、女性の登用を促進するとともに、審議会の運営に多様な市民の意見が反映されるよう取り組んでいきます。

また、男女共同参画の視点を持つ地域団体や事業所等と協働し、活動場所の提供などを通じて支援を行い、様々な意思決定の場における女性の参画拡大を促進します。

<施策の方向>

- 審議会等への女性の参画促進
- 地域活動における男女共同参画の推進
- 男女共同参画の視点を持つ人材と団体の養成と支援

【重点項目2】働く場での男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）

自らの意思で働き、働こうとするすべての人が、その個性と能力を最大限に発揮し、安心して長期的に働き続けることができる環境を整備することが求められています。

そのため、市内の事業所に対して、女性活躍推進法や男女雇用機会均等法などの法令の周知や、男女共同参画を推進する職場づくり、すべての労働者の活躍に関する啓発活動を行います。

また、多様な人材が柔軟に働ける環境を整え、能力を発揮する機会を拡大するため、事業所などに対しては、正規雇用、非正規雇用、短時間勤務、テレワークなど多様な雇用形態に対応した働き方などの啓発を進めるとともに、誰もが働きやすい職場環境をつくるため、働く場での男女双方の意思決定過程への参画拡大を促進します。

さらに、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど、職場でのハラスメントは、安心して働き続ける権利を奪う重大な人権問題です。これらの防止に向けて、事業所と労働者の双方に対する意識啓発や、相談体制の充実を図ります。

女性の年齢階級別労働力率におけるM字カーブの解消には一定の進展が見られますが、依然として出産・育児期における就業継続には課題があり、さらなる改善に向けた取り組みが必要です。女性が職場でより一層活躍できるよう、ライフステージに応じた能力開発や就労に関する講座の実施、出産・育児や介護などライフイベントにおける再就職や復職への支援、起業に関する情報提供や相談支援などを行います。

<施策の方向>

- 多様化する職業キャリアへの支援
- あらゆるハラスメント防止対策の推進
- 女性の就労や起業に関する支援

【重点項目3】ワーク・ライフ・バランスの推進（女性活躍推進計画）

すべての働く人が、個々の事情やライフスタイルに応じて、多様な働き方を選択できる社会を実現するためには、ワーク・ライフ・バランスの推進が重要です。

市では、市民向けにワーク・ライフ・バランスへの理解を深めるための講座や情報提供を行うとともに、事業所に対しては、仕事と育児・介護、地域生活の両立が可能となる働き方を支援するため、ワーク・ライフ・バランスの重要性や生産性向上などの経営上のメリットなど、啓発活動に取り組みます。

また、男女共同参画の視点から、男性も女性も互いに協力し合い、仕事と家庭生活、地域活動等を調和させた豊かな暮らしを実現するために、家庭や地域活動における男性の積極的な参画を促進し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。

さらに、男性が家庭生活に積極的に参画することは、男女双方にとって豊かな人生につながり、また女性が働き続けやすい環境づくりにもつながることから、男性の家事・育児・介護への参画を促進する取り組みを推進します。

<施策の方向>

- ワーク・ライフ・バランスの啓発と推進
- 共働き・共育てを可能にするための両立支援
- 仕事と介護の両立支援

【重点項目4】藤井寺市の男女共同参画の職場づくり

藤井寺市は、自治体として男女共同参画の職場づくりを推進し、市内の事業所のモデルとなるような職場環境を整備していく必要があります。

これまで、働き方の見直しや職場風土の改善に向けて、男女共同参画の職場づくり研究会の研究成果を活用した取り組みや、藤井寺市人権行政推進本部や各課に配置している人権推進員による庁内での意識啓発などを進めてきました。

今後も、すべての職員が性別に関係なくその個性や能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画に対する意識を高めるための啓発や研修を一層充実させていきます。

また、女性活躍推進法に基づき、藤井寺市特定事業主行動計画を策定し、女性の管理職比率や男性の育児休業取得率などの数値目標を設定しています。これらの目標達成に向け、女性職員のキャリア形成支援や取得期間も重視する男性の育児休業取得の促進などの取り組みを推進します。

さらに、市職員の男女共同参画に関する意識向上を図り、業務の実態における男女間の不平等感を解消するよう努め、仕事と家庭の両立を支援する施策の充実を図っていきます。

<施策の方向>

- 職員の男女共同参画意識の高揚
- 庁内推進体制の充実
- 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進
- 男性の育児休業の啓発・取得促進

基本目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶

【重点項目１】暴力を許さない市民意識の醸成（ＤＶ防止基本計画）

配偶者やパートナーからの暴力や、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントは、男女共同参画社会の根幹を成す人権を無視した行為であり、決して許されるものではありません。

特に、ＤＶやセクシュアル・ハラスメントの被害者の多くは女性ですが、男性や性的マイノリティも被害を受けており、これらの暴力は個人の尊厳を著しく傷つけ、被害者の心身の健康や社会参画を阻害する重大な人権侵害です。その根本的な要因として、ジェンダーに基づく固定的な性別役割分担意識や不平等な力関係が存在しています。さらに、ＤＶの多くは「個人や家庭の問題」として認識されがちであるため、被害が潜在化し、深刻化しやすい傾向にあります。特に、子どもがいる家庭では、面前ＤＶを含む児童虐待につながることもあります。

引き続き、あらゆる暴力や児童・高齢者・障害者虐待の防止・根絶に向けた啓発に取り組めます。暴力は、身体的暴力だけでなく、精神的・性的・経済的暴力など多様な形態があることを広く周知し、暴力を許さない社会的気運の醸成を図ります。

また、暴力を未然に防ぐためには、若年層への早期の啓発が重要です。交際相手からの暴力(デートＤＶ)やＳＮＳを通じた被害も増加していることから、学校や地域と連携し、ジェンダー平等や人権尊重、対等で健全な人間関係づくりの大切さを伝える機会を充実させ、将来の加害・被害を生まない社会的土壌の形成に努めます。

<施策の方向>

- ＤＶなどあらゆる暴力を許さない意識の啓発
- 暴力を未然に防ぐための若年層への啓発
- 加害者も被害者も生まないための取組の推進
- 多様な暴力の形態に関する正しい理解の促進

【重点項目２】暴力等被害者支援体制の整備（ＤＶ防止基本計画）

ＤＶをはじめとする暴力は、個人の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害です。被害者が安心して相談し、適切な支援を受けられる体制を整備することが重要です。

被害者の性別や年齢、国籍、障害の有無、性的指向・性自認、家庭環境など、置かれた状況や立場の違いなどに配慮したきめ細かな対応が求められます。

そのため、被害者が安心して相談できるよう、相談窓口の充実と積極的な周知を図るとともに、相談対応にあたる職員等の資質向上を含めた体制の強化に取り組めます。

また、被害者が直面する困難に寄り添いながら、被害者の保護から自立支援に至るまで、切れ目のない支援体制を整備します。

さらに、庁内関係課をはじめ、警察、医療機関、福祉機関、教育機関、民間支援団体など関係機関との連携を一層強化し、地域全体で被害者を支えるネットワークの構築と、暴力を許さない社会づくりを推進します。

<施策の方向>

- 相談窓口の充実・周知および相談体制の強化
- 被害者の保護と自立支援
- 庁内関係課や関係機関とのネットワークの強化

基本目標Ⅳ すべての人が安心して暮らせる環境の整備

【重点項目１】様々な困難を抱える人々への支援

（困難な問題を抱える女性支援基本計画）

非正規雇用労働者やひとり親世帯などは、一般的に生活困難に直面するリスクが高く、また、高齢化の進展や高齢単身世帯の増加に伴い、高齢期の貧困などの困難を抱えるリスクも増加しています。特に女性は、社会的・経済的な格差や男性よりも長い平均寿命を背景に、貧困などの生活上の困難に直面しやすい傾向にあります。

また、障害があることや外国人であること、性的指向や性自認に関する問題など複合的な要因が重なることで、より困難な状況に置かれている人々もいます。

令和６年４月１日に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」では、女性が抱える性的被害や家庭内問題、地域社会との関係性などさまざまな事情により、日常生活や社会生活を営むことが困難な状況にある場合に、その解決に向けて、女性の福祉の増進や人権の尊重・擁護、男女平等の視点に立ち、多様な支援を早期から、切れ目なく提供する体制を整備することが基本理念として掲げられています。

本市ではこれを踏まえ、困難な問題を抱える女性に対し、より身近な支援を行うため、生活支援や経済的支援、心理的支援など、多岐にわたるサービスを提供します。

また、高齢者や障害者、ひとり親世帯、外国人など、様々な生活上の困難を抱える人々や、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている人々に対して、一人ひとりの状況に応じた支援を充実させるとともに、本人の状況に配慮した自立支援や経済的支援を推進していきます。

加えて、困難な状況は女性のみが直面するものではなく、男性も社会的な期待や性別役割分担の影響により、様々な困難を抱える場合があります。特に、経済的な重圧やひとり親家庭、失業、長時間労働などの社会的要因により、生活の困難に直面している男性や、社会的孤立、メンタルヘルスの問題を抱える男性がいます。男性に対しても、適切な支援が提供できるよう、支援体制を整備していくことが重要です。

このような様々な課題に対応していくため、関係部局において相談員や職員の資質向上を図ることにより、より適切で効果的な支援を提供できるよう努めていきます。

<施策の方向>

○困難な問題を抱える女性への支援

○一人ひとりの困難に応じた支援体制の整備

【重点項目2】ライフステージに応じた男女の健康への支援

男女は身体的特徴が異なることから、互いの性について十分に理解し合うことが大切です。特に女性は、妊娠・出産期や更年期など、ライフステージに応じて心身の変化が大きく、男性とは異なる健康上の課題に直面することに留意する必要があります。

性や妊娠・出産に関する健康を保ち、自らの意思で選択できる権利である「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の観点を踏まえ、男女それぞれの心身の特性やライフステージに応じた検診・相談・支援体制の充実を図ります。

また、生活習慣病やメンタルヘルス不調など、健康を損なう要因の多くは日常の生活習慣や働き方の影響を受けることから、若年期から高齢期まで、すべての人が自らの健康状態を理解し、バランスの取れた食生活、運動習慣、休養、ストレス対策など、主体的な健康づくりに取り組めるよう、啓発や相談支援、地域での健康づくり活動を推進します。

さらに、性に関する課題が多様化・複雑化する中で、子どもや若者が自らの体と心を理解し、他者を尊重する態度を身につけることが重要です。そのため、発達段階に応じた性教育の推進や、正しい知識の普及啓発に努めます。

男女ともに、不本意に離職することなくキャリアを形成できるよう、それぞれの健康課題に対する理解と支援を通じて、健康との両立を推進することが必要です。また、男女で健康課題の内容や発生時期が異なることから、啓発や研修、健康相談体制の充実、健康診断の受診促進などを通じて、誰もが健康課題を抱えながらも働きやすい環境づくりを促進します。

<施策の方向>

- 男女それぞれの心身の特性やライフステージ等に応じた健康支援
- 健康を害する生活習慣の予防に関する啓発
- 性に関する情報提供と教育の推進
- 仕事と健康課題の両立の支援

【重点項目3】防災における男女共同参画の推進

災害はすべての人の生活に大きな影響を及ぼしますが、特に女性や子ども、高齢者、障害者、外国人など災害時において脆弱な状況に置かれやすい人々は、より深刻な影響を受けることが指摘されています。

そのため、災害への備えや対応においては、性別や立場による影響の違いに配慮し、男女共同参画の視点を平常時から取り入れることが重要です。

具体的には、避難所の運営においては、女性特有のニーズに対応した支援物資の提供や、更衣スペース、プライバシーの確保などが求められるほか、妊娠中や授乳中の女性、高齢者、障害者、外国人など、多様な人々のニーズに応じた配慮が必要です。さらに、過去の災害においては、避難所等での性犯罪や性暴力の被害も報告されており、安全・安心な環境を確保し、被害を未然に防ぐための対策を講じる必要があります。

これらの課題に対応するために、市の防災会議や地域の自主防災組織などにおける女性の参画を推進し、多様な視点が防災施策に反映される体制づくりを進めます。また、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備や地域防災力の向上を図るとともに、市民一人ひとりがこうした視点の重要性を理解し、防災に活かせるよう啓発活動を推進します。

<施策の方向>

- 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立
- 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災力の向上